

新居浜市介護予防・日常生活支援総合事業における
指定相当訪問型サービス運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 with が設置するケアサポートウィズ（以下「事業所」という。）において実施する新居浜市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービス事業（以下、「指定相当訪問型サービス」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態（要援護者）にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態等となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び活動的で生きがいのある生活を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、地域包括支援センター、他の指定相当訪問型サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ケアサポート ウィズ

（2）所 在 地 新居浜市東雲町3丁目1-50

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤1名以上

事業所に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算で2.5名以上

指定相当訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、大型連休(5月3日から5月5日)、お盆(8月13日から8月15日まで)、地方祭(10月17日から10月18日)、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

ただし、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、市長が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合を乗じた額とする。

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

(ア) 通常の実施地域を越えておおむね 15 km以上 25 km以内 3 0 0 円

(イ) 通常の実施地域を越えておおむね 25 km以上 5 0 0 円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、新居浜市（大島・別子山を除く）の地域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定相当訪問型サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

（苦情処理）

第10条 指定相当訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定相当訪問型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定相当訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 提供した指定相当訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

- 第11条 利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（個人情報の保護）

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者及び従業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第15条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

(ハラスメントに関する事項)

- 第16条 事業所は、適切な指定相当訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第17条

- 1 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 with と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。